



環境に関する最新的话题をピックアップしてわかりやすくご提供していきます。



## SOMPOアセットマネジメント

安心・安全・健康のテーマパーク

当資料は、SOMPOアセットマネジメント株式会社により作成された一般的な情報提供資料であり、勧誘を目的としたものではありません。また、法令等にもとづく開示書類ではありません。当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果等を保証するものではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。特定の投資信託をお申込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しますので、必ずお受け取りの上、詳細をご確認ください。また、お申込みに関する決定は、お客さま自身でご判断下さい。



## ECOTレンド

旬の情報をお届けするコーナーです。



### ★改正建築物省エネ法等が公布されました

2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%排出削減(2013年度比)の実現に向け、日本のエネルギー消費量の約3割を占める建築物分野における取り組みが急務となっていることから、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が6月17日に公布されました。本法は、建築物の省エネ性能の一層の向上を図る対策の抜本的な強化や、温室効果ガスの吸収源対策としての木材利用のさらなる促進に資する規制の合理化等を講じるもので、全ての新築住宅・非住宅における省エネ基準適合の義務付け、住宅の省エネ改修に対する低利融資制度の創設、防火規制の合理化による大規模建築物における木造化の促進等が予定されています。

出典：国土交通省、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)について、

[https://www.mlit.go.jp/iutakukentiku/build/iutakukentiku\\_house\\_tk\\_000163.html](https://www.mlit.go.jp/iutakukentiku/build/iutakukentiku_house_tk_000163.html) (アクセス日：2022年8月17日)

### ★第1回GX(グリーントランスフォーメーション)実行会議が開催されました

「GX(グリーントランスフォーメーション)は、化石エネルギーからの脱却にとどまらない、2050年カーボンニュートラルの目標達成に向けた、エネルギー、全産業、ひいては経済社会の大変革を実行するもの」として、7月27日に第1回GX実行会議が開催されました。本会議では、日本のエネルギーの安定供給の再構築に必要となる方策と、それを前提とした脱炭素に向けた経済・社会、産業構造変革への今後10年のロードマップを論点に議論が行われました。GXの実行により、中長期の脱炭素課題を日本の成長エンジンへと転換していくことが期待されています。

出典：首相官邸・内閣官房、GX実行会議、[https://www.kantei.go.jp/jp/101\\_kishida/actions/202207/27gx.html](https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202207/27gx.html)

(アクセス日：2022年8月17日)



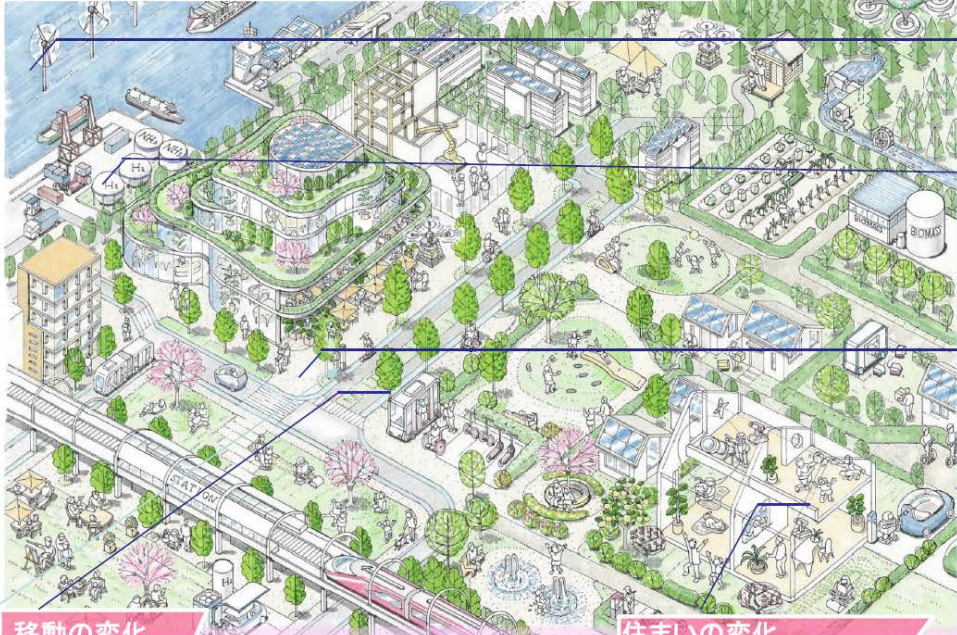
## 「令和4年版国土交通白書」の概要

国土交通省は、2022年6月に公表した「令和4年版国土交通白書」で、世界的な社会課題である気候変動への対応が我が国においても求められていることを踏まえ、「気候変動とわたしたちの暮らし」をテーマとして取り上げました。国土交通分野における「暮らしの脱炭素化」に向けた取り組みを整理するとともに、「気候変動時代のわたしたちの暮らし」を展望しています。

### 白書の概要

脱炭素化に向けた取り組みについては、「住まい・建築物」では断熱性の強化や冷暖房効率の向上等とさらなるエネルギー管理、「交通・物流」では次世代自動車の普及、公共交通の利用促進、モーダルシフトの推進、「まちづくり」では地域間連携によるエネルギー需給バランスの確保、商業・業務・公共施設等の都市機能がコンパクトにまとまった集約型のまちづくり等が必要であるとしています。また、「再生可能エネルギーの利活用拡大」に向け、洋上風力発電の導入促進、官公庁施設・空港・港湾といった既存のインフラを活用した太陽光発電等の導入、脱炭素化にあたっての新たな資源である水素・アンモニア等のサプライチェーンの構築が重要であるとしています。

さらに、増大する気象災害リスクへの対応のため、脱炭素化に加え、災害に強いまちづくりや生活の質の向上等、強靱で活力ある地域社会の実現が必要として、今後の技術革新等を見据えた気候変動時代の暮らしを展望しています。



**気候変動時代のわたしたちの暮らし(将来イメージ)**

- 自然エネルギーの活用**
  - ・洋上風力、小水力発電、バイオマス発電などによる再生可能エネルギーの地産地消等
- 基幹インフラの再エネ拠点化**
  - ・空港の太陽光発電拠点化
  - ・港湾の水素・アンモニア等の受入・貯蔵拠点化
  - ・船舶等のゼロエミッション化等
- まちなかの変化**
  - ・緑豊かな歩行空間、居心地の良い良好な都市空間
  - ・ビル・施設での太陽光等の再生可能エネルギーの活用
  - ・地域材の活用による過ごしやすい屋内環境
  - ・停電時のエネルギー自給による災害に強いまち等
- 移動の変化**
  - ・公共交通や次世代モビリティの利用環境向上
  - ・自転車等のシェアリングの普及
  - ・歩行者を中心とした快適な駅前空間等
- 住まいの変化**
  - ・エネルギー効率が高く快適な住まい
  - ・断熱性の高まりによる健康的な住まい
  - ・停電時のエネルギー自給による安心な住まい等

出典：国土交通省、「令和4年版国土交通白書」を公表します ～気候変動とわたしたちの暮らし～、

[https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo01\\_hh\\_000045.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo01_hh_000045.html)

国土交通省、令和4年版国土交通白書 概要、<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001486961.pdf>

(アクセス日：2022年8月22日)





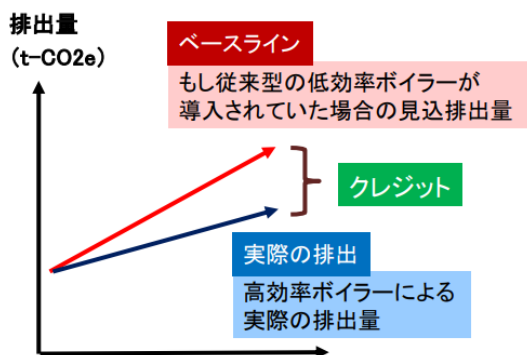
## 「カーボン・クレジット・レポート」が公表されました

2022年6月、カーボン・クレジットの活用のあり方について需要・供給・流通の面から検討を進めてきた「カーボンニュートラルの実現に向けたカーボン・クレジットの適切な活用のための環境整備に関する検討会」は、カーボン・クレジットの活用に関して基本となる情報や今後のあり方を整理した「カーボン・クレジット・レポート」を公表しました。

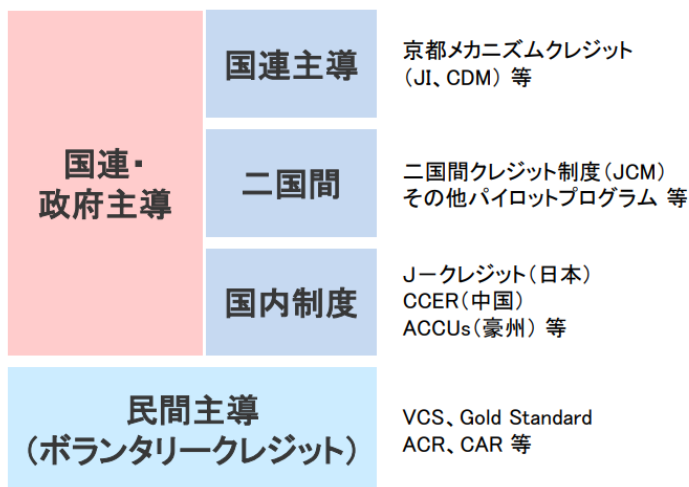
### カーボン・クレジットとは

一般に、排出量見通し（ベースライン）に対し、実際の排出量が下回った場合、モニタリング・レポート・検証を経て、その差分をクレジットとして認証するものを指します。クレジットは国連・政府が主導し運営される制度と、民間セクターが主導し運営される制度が存在し、後者は規制や政策に関わらず自主的にクレジット発行・活用が行われる性質を持つことから「ボランタリークレジット」と呼ばれています。

#### クレジットの考え方



- ✓ ベースラインに基づくGHG削減・吸収量を評価したものを。
- ✓ 自社の排出量 (t-CO2e) を、別途調達したクレジットによってオフセットすることができる。



### 「カーボン・クレジット・レポート」の概要

「カーボン・クレジット・レポート」では、カーボン・クレジットの定義・要件等の基本的な事項や、国内外の動向、日本におけるカーボン・クレジットの課題を整理するとともに、残余排出をオフセットする手段としてのカーボン・クレジットの位置づけや、活用時の情報開示のあり方等、適切な活用のための方向性と具体策を提示しています。

#### 需要面での取組

- **カーボン・クレジットの多様性を踏まえた、活用の道筋の明確化**
  - 多様なクレジットの種類性質を整理し、各国内制度における位置づけと検討の方向性を明確化する。
- **カーボン・クレジットの多様性を踏まえた、情報開示の推進**
  - 望ましい情報開示項目例を提示や、TCFDガイダンスへの記載を検討し、情報開示を推進する。

#### 供給面での取組

- **NDCの達成に資するカーボン・クレジットの創出拡大**
  - J-クレジット、JCMの排出削減・炭素吸収・炭素除去量の確保等
- **J-クレジット制度によらない炭素吸収系・炭素除去系クレジットの創出拡大**
  - 自然由来の国内ボランタリークレジット創出の促進
  - NETs (ネガティブエミッション技術) の開発及び NETsクレジット創出の促進
  - 炭素吸収系・炭素除去系クレジットの将来の創出に対する投資・調達コミットメントの促進
- **カーボン・クレジットを活用した製品・サービス・イベントによる行動変容の促進**
  - 日常生活における低炭素ポイント・地域貢献クレジット創出促進

#### 流通面での取組

- 「カーボン・クレジット市場」の創設
- 取引安定性確保のためのカーボン・クレジットに係る法的・会計・税務的扱いの明確化

出典：経済産業省、「カーボン・クレジット・レポート」及び本年9月から実施するカーボン・クレジット市場の実証事業に係る制度骨子が公表されました。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/06/20220628003/20220628003.html>

経済産業省、カーボン・クレジット・レポートの概要

[https://www.meti.go.jp/shingikai/energy\\_environment/carbon\\_credit/pdf/004\\_s04\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/carbon_credit/pdf/004_s04_00.pdf)

(アクセス日：2022年8月23日)



## GFANZ(ジーファンズ)

GFANZ (Glasgow Financial Alliance for Net Zero) は、温室効果ガス (GHG) 排出量ネットゼロへの移行を目指す金融機関の集合体で、2021年11月に開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議 (COP26) に合わせて発足されました。世界45カ国450社を超える銀行・保険・アセットオーナー等の金融機関が加盟し、資産規模は130兆USDを超え、ネットゼロへの移行を目的に設立された7つの金融イニシアティブから構成されています。気候変動への取り組みがグローバル規模で急速に拡大している中、金融機関は、気候変動に関するコミットを示す指標として、投融資先企業のGHG排出量を示すファイナンスドエミッションの算定とそのネットゼロに向けた戦略が求められています。

## IPBES(イプベス)

IPBES は、「Intergovernmental science-policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services (生物多様性および生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム)」の略称で、生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し、科学と政策のつながりを強化する政府間のプラットフォームとして、2012年に設立された政府間組織です。2022年7月3日時点において139カ国が参加しており、科学的評価・能力開発・知見生成・政策立案支援の4つの機能を活動の柱としています。2022年7月3日から9日には、IPBES総会第9回会合がドイツ・ボンにおいて開催され、本会合の主な成果として、「野生種の持続可能な利用に関するテーマ別評価」報告書および「自然及びその便益に関する多様な価値の概念化に関する方法論的評価」報告書が受理され、政策決定者向け要約 (SPM) が承認・公表されました。

## 脱炭素先行地域

脱炭素先行地域とは、2050年カーボンニュートラルに向けて、地域の特性を活かしながら、2030年度までに民生部門 (家庭部門及び業務その他部門) の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロを実現するモデル地域です。地域脱炭素の行程と具体策を示した「地域脱炭素ロードマップ」では、地方自治体や地元企業・金融機関が中心となり、環境省を中心に政府も積極的に支援しながら、少なくとも100カ所の脱炭素先行地域で、2025年度までに、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ、2030年度までに実行し、これにより地域課題を同時解決し、住民の暮らしの質の向上を実現しながら脱炭素に向かう取り組みの方向性を示すこととしています。2022年6月には、選定された26件の脱炭素先行地域 (第1回) に対し、脱炭素先行地域選定証授与式が開催されました。

ぶなの森ニュース 2022年9月号

SOMPOアセットマネジメント株式会社

問合先 TEL 0120-69-5432 (リテール営業部)

ホームページアドレス:<https://www.sompo-am.co.jp/>



## ＜当ファンドの主なリスクと留意点＞

### ＜基準価額の変動要因＞

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

#### ■ 価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### ■ 信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

#### ■ 流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

### ＜その他の留意点＞

- ◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆ 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ◆ ファンドとベンチマークは組入銘柄が異なることがあり、ファンドの運用成績はベンチマークを下回る場合があります。

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください



<お客さまにご負担いただく手数料等について>

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

損保ジャパン・グリーン・オープン（愛称：ぶなの森）への投資にともなう主な費用は、以下のとおりです。費用の詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。

#### ■ 購入時手数料

購入価額に**3.3%（税抜3.0%）**を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。  
※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

#### ■ 信託財産留保額

換金請求受付日の基準価額に**0.3%**を乗じた額です。

#### ■ 運用管理費用（信託報酬）

ファンドの日々の純資産総額に対して**年率1.65%（税抜1.50%）**を乗じた額です。  
運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。

#### ■ その他の費用・手数料

以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。

- ・ 監査費用
- ・ 売買委託手数料
- ・ 外国における資産の保管等に要する費用
- ・ 信託財産に関する租税 等

※ 上記の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

◆ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。



SOMPOアセットマネジメント

安心・安全・健康のテーマパーク

SOMPOアセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号  
加入協会/一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

当資料はSOMPOアセットマネジメント株式会社（以下、弊社）により作成された一般的な情報提供資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断下さい。なお、お客さまへの投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。